

平成24年10月31日開催

第5回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

## 第5回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年10月31日(水)午前10時00分から午前10時40分

2. 開催場所 新ひだか町みついしふれあいプラザ 大集会室

3. 出席委員 18人 (欠席委員6人)

1	番	安	田	悦	郎	出	1	番	西	村	和	夫	出
2	番	若	生	良	一	出	3	番	橋	本	孝	博	欠
3	番	渡	辺	俊	隆	欠	4	番	前	川	達	哉	出
4	番	松	本	博	博	欠	5	番	久	井	秀	人	欠
5	番	白	井	康	哉	出	6	番	川	端	義	幸	出
6	番	藤	原	正	広	出	7	番	中	道	雅	則	出
7	番	土	居	嘉	弘	出	8	番	吉	田	邦	博	出
8	番	小	林	隆	弘	出	9	番	前	谷	武	志	出
9	番	山	口	敏	敏	出	10	番	川	端	英	幸	出
10	番	水	上	次	次	出	11	番	見	上	久	義	出
11	番	橋	本	義	次	出	12	番	野	表	篤	夫	出
12	番	岡	田	猛	欠	出	13	番	金	森	靖	一	出

4. 出席事務局職員

事務局長 若生 富夫

主 幹 二本 柳 浩一

主 査 池田 聖徳

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 会議の概要

事務局	ただ今から第5回総会を開催いたします。 はじめに、金森会長よりご挨拶をお願いします。
会長	挨拶
事務局	本日、3番渡辺隆委員・4番松本俊博委員・12番岡田猛委員・14番橋本孝博委員・16番久井秀人委員・18番中道雅則委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。 出席委員は24名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は金森会長をお願いします。
議長	これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。  【異議なしの声あり】  それでは、議事録署名委員は、8番小林嘉弘委員、9番山口隆弘委員をお願いいたします。  以上で日程第1を終わります。
議長	次に日程第2の農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。  事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番の申請地は、砂利採取のための一時転用にあたり、許可後平成25年11月30日までの1年以内の計画となっています。場所は、図面番号 1に記載しており、御園生活館から静内農屋に向かって約300m行った東側です。農地の区分は、農振農用地区域内の農地です。 農用地区域内の農地は、転用は原則不許可ですが、例外許可事由の中の、一時転用で農地に復元されるものに該当し、砂利採取で1年以内、農振整備計画の農用地利用計画上支障がない旨の同意も得ており、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 農地転用の許可要件ですが、資力及び信用は、有価証券の写しの内容からみて資金調達は満たされています。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、静内御園117-1に根抵当権が設定されていますが、承諾書の提出がありますので、支障ないものと考えます。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは、砂利採取法の認可申請が進達されていて、同時に進められています。 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無は、保安距離を十分にとり支障ないものと思われまます。その他の許可要件についても、各要件を満たしていると考えます。以上です。よろしくご審議願います。なお、昨日、担当地区委員さん、事務局員で現地調査を行っています。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	それでは、採決いたします。議案第1号1番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番は原案のとおり許可相当として道知事に意見を送付いたします。
議長	次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定についてを、議案といたします。 事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にご覧いただけます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
21番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	それでは採決いたします。議案第2号1番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番は原案のとおり可決いたします。
議長	次に事務局より議案第2号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にご置きます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
7番	議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	それでは採決いたします。議案第2号2番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号2番は原案のとおり可決いたします。
議長	以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。  (発言なし)
議長	よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第5回総会を閉会いたします。  (終了時刻 午前10時40分)